

NAFTA - 交渉状況と今後の展開

1. 見えない進捗・苛立つ米国と対案を出せないメキシコとカナダ

昨年 11 月 17 日～21 日に NAFTA 第 5 回会合がメキシコシティで開催された。交渉に先立ち米通商代表部は「NAFTA 再交渉の狙い」¹というレポートを発表した。これは、貿易不均衡の是正・情報開示・米国内基準の準用・米国からみた障壁の撤廃・知的財産保護・政府系企業への規制など米国が不公平だとする NAFTA の不均衡是正²の交渉方針・目的を纏めたものである。

このレポートが発表されるまで、NAFTA の交渉経緯が適時に開示されないことに対して一部議員から不満の声が上がっていた。このレポート自体も進捗を開示しない米通商代表部に業を煮やしたワイデン民主党上院議員が（適切な開示がなされるまで）米通商代表部の幹部候補の承認をしないと圧力を掛けて漸く出てきたものだ。

第 5 回会合を終えた米国通商代表部のライトハイザー代表は「カナダ・メキシコ両国は真剣に不均衡是正に取り組んでいない。是正が達成されねば満足はいく結果は得られない。」という声明を発表、不満をあらわにした。

第 5 回会合の後、12 月中旬にワシントン DC で実務者協議が開催されたが、当初から言われていた通り実務担当者間で取り扱いに容易な分野を中心に協議されるにとどまった。協議の成果として大々的に発表できるものもなく、目に見える進捗のないままホリデーシーズンに入ることとなった。

米国が主張する自動車関連の原産地規則の基準見直しやサンセット条項について、カナダやメキシコ側で幾つかの対案³も検討されている様だ。だがこれらの対案には苛立ちを募らせる米国の目を逸らして交渉のダイナミクスを変えさせる様な力強さは感じられない。これではまた米国に「カナダとメキシコは反対ばかりで対案がない（=真剣にやっていない）」と一蹴されてしまう恐れがある。

次の第 6 回会合はカナダ・モントリオールで 1 月 23 日～28 日に予定されている。予定されている合計 7 回（第 7 回は 3 月予定）の会合の内の 6 回目なので着地点が見えて来てもよさそうな時期だが、今のところ楽観視する意見は余り聞こえて来ない。

¹ Summary of Objectives for NAFTA renegotiation

² Rebalancing

³ 自動車関連の新技術等に就き追加価値認識の上で原産地比率を計算する（新技術関連は米国が強く米国原産比率が嵩上げされる）・単純な Sunset（キャンセル）ではなく数年毎に継続如何の判断の為にレビューする仕組みを入れるなど

2. 米国の NAFTA 離脱 - 誰が引き金を引けるのか。

NAFTA（契約書）には加盟国が希望する場合には 6 ヶ月の事前通告で離脱が可能（may withdraw）と書かれている。これは英国の EU 離脱の様な通告の後 24 ヶ月で条約が失効（Treaties shall cease to apply）するという概念とは異なる⁴。NAFTA の場合には離脱通告後 6 ヶ月経過時点で、離脱を通告した加盟国は離脱することもできるし離脱を「止める」ことも可能ということになる。

次に米国が離脱する場合誰がそれを実行できるのかという問題がある。専門家の多くは離脱を判断・実施できるのは大統領という説を採る。貿易協定に関連する法律 Trade Act of 1974 の中には大統領は NAFTA の様な貿易協定を終結（terminate）させる権限があると書かれている部分もある。

一方、貿易協定は通商に係わるものであり憲法の通商条項⁵により議会に専決権があるという考え方も存在する。その場合には NAFTA 離脱は議会承認が必要であり大統領の判断だけではできないということになる。

米国の NAFTA 加盟時に成立した NAFTA Implementation Act は大統領に離脱の権限を与えていない一方で、離脱に議会の承認が必要ともししていない。また議会は NAFTA そのものを批准しておらず、可決成立されているのは前述の NAFTA Implementation Act（国内法）である。従い大統領が NAFTA から離脱（或いは離脱通告）したとしてもこの国内法に触れることはない。此の部分から通商条項による議会の権限に係わらず NAFTA 離脱は大統領の権限内という意見が強いものと思われる。

3. 離脱後の関税は数ヶ月から 1 年で再適用になる可能性がある。

前述の通り離脱通告をした場合に最速で 6 ヶ月で離脱という可能性が出てくる。通告を翻意することなく米国が NAFTA から離脱した場合、恐らく一番注目されるのは関税の復活と思われる。関税率は WTO の最恵国待遇原則に基くものが適用されるとして、考えるべきはその時期であろう。

前出の Trade Act of 1974 によれば NAFTA の様な貿易協定から離脱した場合に元の最恵国待遇原則に拠る関税率に戻すのは 1 年後という条項が存在する。然しこの条項が適用されるのは大統領が新たな関税適用に関する公布をしない限りという条件付である。また NAFTA Implementation Act によれば、関税を課す場合には、大統領は米国の国際貿易委員会等の助言を受け、上下院の関連する委員会に報告書を提出の上、60 日間の待機時間を設

⁴ 加盟国の全員一致で 24 ヶ月の期間を延長することは可能。

⁵ 合衆国憲法第 1 条第 8 節第 3 項の規定 「[The Congress shall have Power] to regulate Commerce with foreign Nations and among the several States, and with the Indian Tribes」

けることとされている。何れにせよ離脱が確定すれば大統領の判断に抛り数ヶ月から1年で関税が復活すると想定するのが自然な判断と思われる。

4. 交渉の行方について

今回のワシントン報告では米国の NAFTA 離脱や離脱以降の点をまとめているが、実際の離脱如何については未だ予測が困難な状態である。正式な情報開示は依然不足しておりリークされた情報で様々な解釈がされているようにも見うけられる。

また、トランプ大統領の「いつでも離脱する」という発言や米国から出される一方的な要求内容を見て、米国が離脱前提で「交渉」しているとか、交渉そのものにどこまで真剣なのかという疑念も存在しよう。

我々はこの挑発的にも見える発言ややり方よりも、むしろアメリカの方針が原理原則に抛った単純明快である点に注目している。細かい計算や理論に基いたバランスの取れた方針であれば、根拠となっている計算や理論や前提を個別に覆す余地が出てくる。ところが「赤字は不公平。アメリカの利益優先。」だけで迫ってくる相手にはこれが通用しない。その「単純明快」な方針の下で経験ある米国交渉チームが具体的な提案を考え、交渉しているのではないか。そんな状況下で交渉のダイナミクスを変えられる様な対案を捻出するのは難しい様に見える。それでカナダ・メキシコ両国が対案を出せない状態が続き、米国は苛立つと同時に更に交渉力を強めているのではないか。

プロフェッショナル同士の交渉であり、利害が関係する団体からの働きかけやプレッシャーもある中で、何らかの打開策が模索されていると期待したいが、次回会合まで3週間で切った現時点でもそれは見えてきていない。

以上

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。